

第2期小国町子ども・子育て支援事業計画

令和4年3月改訂版

山形県小国町

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨	1
第 2 節 基本理念	2
第 3 節 基本目標	3
第 4 節 計画の位置づけと計画期間	4

第 2 章 小国町の子育て支援の現状と課題

第 1 節 子どもたちを取り巻く環境の変化	5
1 人口等の推移と動向	5
2 保育施設の状況	8
第 2 節 子育て支援の現状と課題	10
1 本町における子育て支援の施策の状況と課題	10

第 3 章 親と子のいきいきとした笑顔かがやくまちづくりに向けた施策の推進と目標

第 1 節 保育提供区域の設定	14
第 2 節 幼児期の保育量の設定、保育の提供体制と内容の確保	14
1 幼児期の保育量の設定	14
2 保育の提供体制と内容の確保	16
第 3 節 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「内容」	17
1 地域子育て支援拠点事業	17
2 一時預かり事業	17
3 乳児家庭全戸訪問事業	18

4	ファミリー・サポート・センター事業	18
5	延長保育事業	19
6	病児・病後児保育事業	19
7	放課後児童健全育成事業	19
8	妊婦健診事業	21
第4節	保育の提供及び推進に関する体制の確保	22
1	保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る考え方と その方策	22
2	保育士の人材育成、人材確保に関する対策	22
3	保育所と小学校との円滑な接続（保小中連携）の取組の推進方策	22
第5節	要保護児童等へのきめ細やかな対応の推進	23
1	障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実	23
2	ひとり親家庭等に対する支援の充実	23
資 料		
1	ニーズ調査	24
2	推進委員会・事務局名簿	28

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、生産年齢人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、経済環境や就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

こうした中で、国は、平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」を制定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て新制度」を創設し、市町村の権限と責任を大きく強化しました。

その後、平成28年5月に「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）」を制定し、児童虐待防止対策のさらなる強化等を図り、平成29年6月には待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」を公表しました。平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実が位置づけられました。令和元年5月には、改正子ども・子育て支援法を制定し、10月から幼児教育・保育の無償化が始まるなど、子ども・子育て支援に関する制度の拡充等が行われました。

本町では、平成27年1月に、「小国町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまで町が実施してきた「小国町次世代育成支援対策推進行動計画」の考え方を踏襲した「親と子のいきいきとした笑顔かがやくまち」を基本理念に据え、「“健やかな小国っ子”のための総合的な支援の充実」を基本目標とし、各種子育て支援施策を展開してきました。この間、出産や子育てに伴う経済的・精神的負担の軽減を図り、誰もが安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境整備に取り組んできましたが、少子化の進行や就労環境の変化に伴い、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が多くあります。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備や、多様化する保育ニーズへの対応が課題となっています。

このため、町では、国の方針や制度改正に加え、本町における子どもや子育て家庭の状況と地域の実態を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを実感できる環境を社会全体で創出するため、「第2期小国町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

第2節 基本理念

基本理念 親と子のいきいきとした笑顔かがやくまち

町では、これまで、「小国町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境整備・施策の拡充に努めてきました。

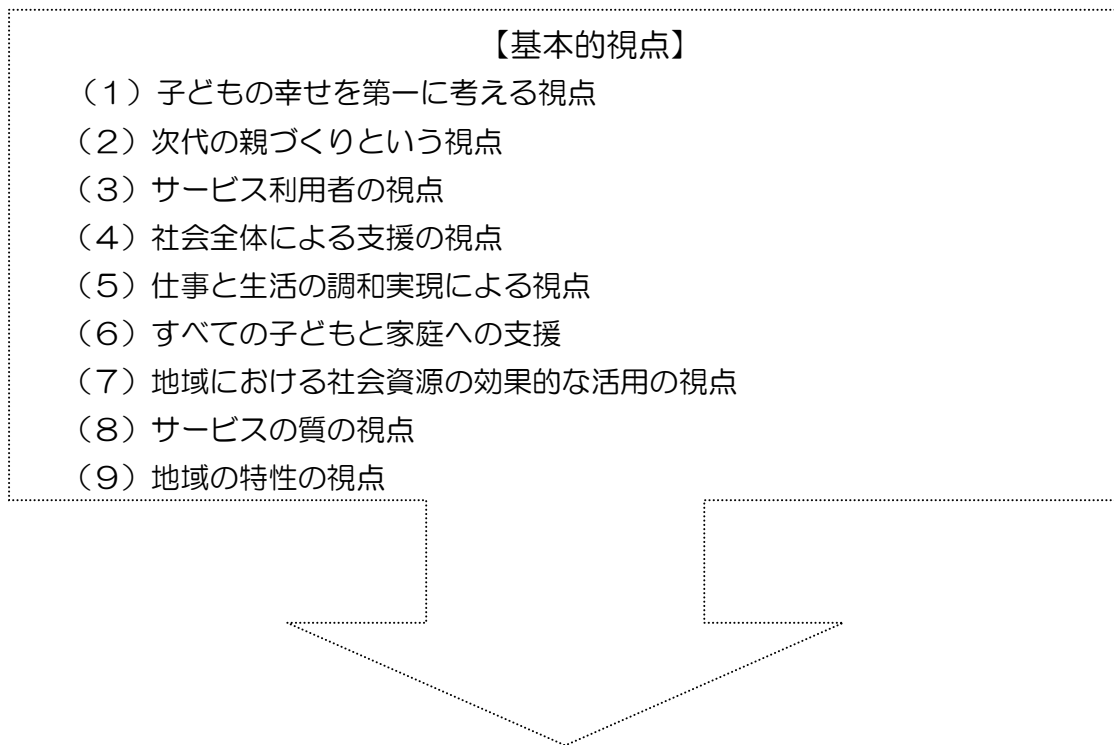
本計画の基本理念や基本目標における考え方は、子ども・子育て支援法の基本理念や意義に包含されており、第2期目となる本計画においても、町として継続性、一貫性のある取り組みが必要であることから、「小国町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承していきます。

【子ども・子育て支援法の基本理念】

- (1) 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- (2) 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適正なものでなければならない。
- (3) 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第3節 基本目標

小国町子ども・子育て支援事業計画で掲げている9つの「基本的視点」を踏まえ、基本理念の実現に向けて、下記のとおり基本目標を定めます。



全ての子どもが健やかに育つ幼児期の生活環境を維持できるように、質の高い保育の総合的な提供を図ります。また、家庭、地域の教育力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、サービス利用者のニーズに応じたきめ細やかな支援の推進を図ります。

さらに、次代を担う子どもが、心身ともに健やかに生まれ育つために、子どもの成長と発達を総合的に支援することとし、児童虐待への対応や障がい児、ひとり親家庭等への支援体制の充実を図ります。

第4節 計画の位置づけと計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。さらに次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての位置づけも含むものとし、本町における子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進を図ります。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

なお、策定にあたっては、「第5次小国町総合計画基本構想・基本計画」を上位計画とし、関連する個別計画と整合性を図りながら、「小国町子ども・子育て支援事業計画」の取り組みを点検・評価し、策定するものです。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5カ年とします。

第2章 小国町の子育て支援の現状と課題

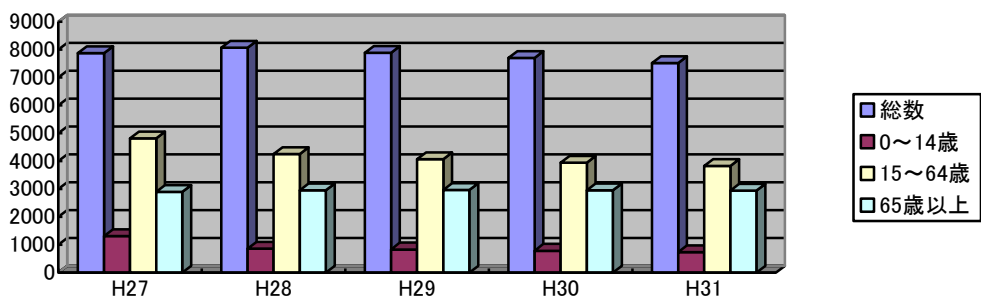
第1節 子どもたちを取り巻く環境の変化

1 人口等の推移と動向

平成27年1月に策定した小国町子ども・子育て支援事業計画期間における人口の推移を見ると、平成27年の人口7,868人に対して平成31年は7,509人と359人減少しています。世代別の人口では、15歳未満の総人口に占める割合は、平成27年度の11.0%に対して平成31年度は9.8%と1.2%減少し、人数も866人から736人に130人減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所が発表している将来推計において、総人口では平成27年の7,868人から10年後の令和7年には7,046人と822人の減少、年少人口では866人から711人と155人減少すると予測されています。

【人口及び年齢3区分別人口の推移】

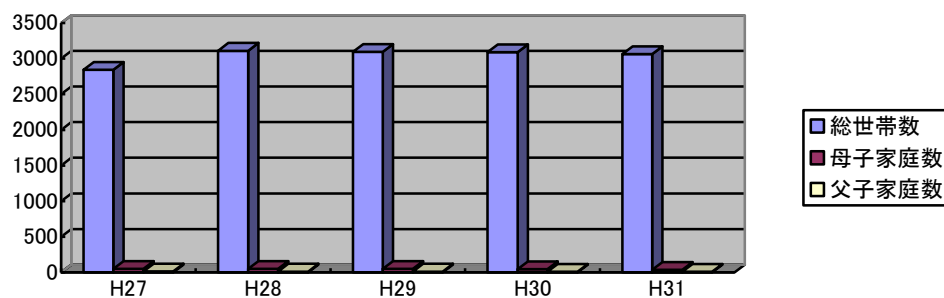


(単位：人、%)

区 分	H27	H28		H29		H30		H31	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	7,868	8,064	102.5	7,878	97.7	7,695	97.7	7,509	97.6
0 歳～14 歳 (a)	866	860	99.3	838	97.4	792	94.5	736	92.9
15 歳～64 歳	4,106	4,251	88.3	4,072	95.8	3,943	96.8	3,830	97.1
65 歳以上 (b)	2,896	2,953	102.0	2,968	100.5	2,960	99.7	2,943	99.4
年少人口比率 ((a) / 総数)	11.0	10.7	97.3	10.6	99.1	10.3	97.2	9.8	95.1
高齢化率 ((b) / 総数)	36.8	36.6	99.5	37.7	103.0	38.5	102.1	39.2	101.8

【資料：H27～住民基本台帳】

【世帯数の推移】



(単位：世帯)

区 分		H27	H28	H29	H30	H31
総数	世帯数	2,845	3,111	3,096	3,092	3,065
	総人口	7,868	8,064	7,878	7,695	7,509
1世帯あたり人員数		2.77	2.60	2.55	2.49	2.43
母子家庭数 (うち若年※1)		48(16)	50(14)	50(14)	44(15)	37(14)
父子家庭数 (うち若年)		14(0)	11(1)	11(2)	8(0)	7(0)
合 計		62(16)	61(15)	61(16)	52(15)	44(14)

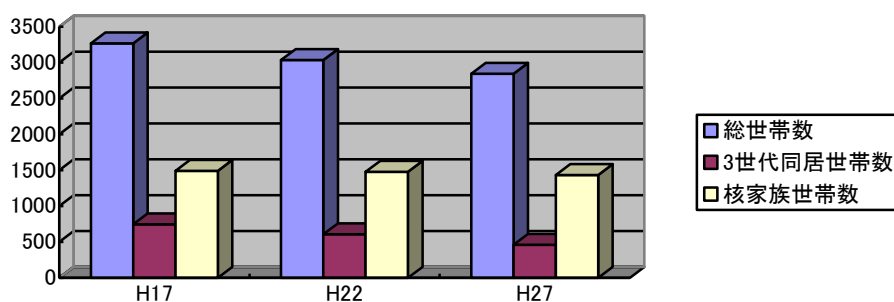
【資料：H27～住民基本台帳、健康福祉課】

※1 若年：子どもの年齢には関係なく、親が35歳以下の母子(父子)家庭をいいます。

世帯数は、平成27年の2,845世帯に対して平成31年では3,065世帯と220世帯の増加となっていますが、1世帯あたりの人数は、平成27年は2.77人でしたが、平成31年には2.43人と0.34人の減少となっています。

ひとり親家庭数は、平成27年からの3年間は60世帯前後で推移していましたが、ここ数年は減少傾向にあります。平成27年の62世帯に対して平成31年は44世帯と18世帯減少しています。

【三世代同居世帯数、核家族世帯数の推移】



(単位：世帯、%)

区 分	H17	H22	H27
総世帯数	3, 2 6 8	3, 0 3 6	2, 8 4 5
三世代同居世帯数	7 4 6	6 0 7	4 5 8
三世代同居率	22.8	20.0	16.1
核家族世帯数	1, 4 9 0	1, 4 7 7	1, 4 3 4
核家族世帯率	45.6	48.6	50.4

【資料：国勢調査(総務省統計局)】

三世代同居率は 10 年間で 6.7%減少し、核家族世帯率は 4.8%増加しており、核家族化が進行していることが分かります。

【出生数の推移】

(単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30
小 国 町	4 6	5 2	4 3	3 8	3 6
置賜管内	1, 4 6 3	1, 3 9 1	1, 3 0 2	1, 3 4 4	—
山 形 県	7, 9 6 6	7, 8 3 1	7, 5 4 7	7, 2 5 9	6, 9 7 3

※暦年での合計出生数（12 月末時点）

【資料：保健福祉統計年報】

【出生率（※2）の推移】

(単位：%)

	H26	H27	H28	H29	H30
小 国 町	5. 7	6. 6	5. 5	5. 0	4. 7
山 形 県	7. 1	7. 0	6. 8	6. 6	6. 4
全 国	8. 0	8. 0	7. 8	7. 6	7. 4

【資料：保健福祉統計年報】

※2 出生率：年間出生数／10 月 1 日現在の人口×1,000

【合計特殊出生率（※3）の推移】

(単位：%)

	H26	H27	H28	H29	H30
小 国 町	1. 6 8	1. 8 0	1. 8 6	1. 7 1	2. 1 3
置賜管内	1. 5 0	1. 4 3	1. 3 9	1. 4 8	1. 4 4
山 形 県	1. 4 7	1. 4 8	1. 4 7	1. 4 5	1. 4 8
全 国	1. 4 2	1. 4 5	1. 4 4	1. 4 3	1. 4 8

【資料：保健福祉統計年報】

※3 合計特殊出生率：{母の年齢別出生数／年齢別女子人口} 15～49歳までの合計

出生数は、平成 8 年に 100 人を割って以降減少を続けており、平成 30 年には 36 人となっています。出生率（※2）は、平成 30 年は 4.7%で山形県平均の 6.4%を 1.7%、全国平均の 7.4%を 2.7%下回っています。

合計特殊出生率（※3）は、平成 30 年には 2.13%となり山形県平均及び全国平均の 1.48%を 0.65%上回っています。

2 保育施設の状況

(1) 保育施設

① 認可保育所

本町には、公立のおぐに保育園と民間立の白百合保育園の2園が設置されています。民間立保育所においては、保護者の子育てと就労の両立を支援するための延長保育事業や、保護者の突発的な事情により家庭保育が困難な場合に利用できる一時預かり事業（おぐに保育園含む）を実施しています。

最近、各保育所において0歳から2歳児の入所が増加する傾向にあります。特に、年度途中における産後休暇や育児休業の終了に伴い復職するための入所が多く、低年齢児の保育ニーズが高くなっています。

② 認定こども園

本町には、平成30年4月に認可保育所から認定こども園に移行した民間立の幼保連携型認定こども園すみれ保育園が1園設置されています。認定こども園においても、民間立の認可保育所と同様に、延長保育事業や一時預かり事業を実施しています。

③ へき地保育所

町内には、平成15年まで4か所のへき地保育所が設置されていましたが、入所児童の減少に伴い、平成16年に小玉川保育園を休止し、平成20年に廃止しています。同年において、同じ理由で白沼保育園を休止しました。

また、少子化をはじめ、学校の統廃合や家庭の就労事情等で町中心部の保育園に入所する園児が増加したことなどの理由により、入所児童が定員を大きく下回り、平成27年にあさひ保育園が休止、平成29年に叶水保育園が休止している状況にあります。

【保育施設別入所者数の推移】

(単位：人)

年 度		H26	H27	H28	H29	H30	H31
就学前児童		345	322	303	294	255	231
保 育 所	おぐに保育園	53	60	58	63	68	61
	白百合保育園	82	81	70	64	57	58
	すみれ保育園	120	112	101	101	94	83
	合 計	255	253	229	228	219	202
へ き 地 保 育 所	あさひ保育園	5	—	—	—	—	—
	叶水保育園	5	3	3	—	—	—
	合 計	10	3	3	—	—	—

※ おぐに保育園の定員はH22から60人に減員

すみれ保育園はH30.4月から認定こども園となり、定員が120名から106名に減員

(2) 子育て支援センター

子育て支援センターでは、保護者の子育てに関する不安や悩み、心配事などに対する相談指導にあっており、平成 31 年度の年間相談件数は 88 件で、平成 27 年度と比べ 1 件の減となっています。また、保育園入園前の乳児と保護者を対象に親子の交流を通じた仲間づくりや情報交換の場として「なかよし広場」を開催しており、年間延べ利用者数は 1,000 人以上で推移しています。

平成 22 年度からは、子育て支援センター事業に対する協力者の募集を行い、子育てサポーターとして各種広場やイベントに協力いただいています。なお、平成 31 年度の会員数は 7 人です。

【子育て支援センター事業の利用状況】

(延べ人数)

	H27	H28	H29	H30	H31
なかよし広場	1,553	2,072	2,376	1,343	1,521
タッチケア	42	36	28	20	18
ブックスタート	97	91	92	64	54
おぐにのこどもの日まつり	106	43	70	81	60
子育て相談	89	67	75	76	88

- ✳ なかよし広場・・・子育ての仲間作りや子ども同士の出会いの場を提供し、子育てに関する情報交換を行います。
- ✳ タッチケア・・・生後 2 ヶ月から歩く前の赤ちゃんを対象に、親子の心と体のふれあいを深める教室を開催します。
- ✳ ブックスタート・・・4 ヶ月検診時に一人ひとりの赤ちゃんに読み聞かせを行い、本をプレゼントします。
- ✳ おぐにのこどもの日まつり・・・年 1 回、普段体験できないようなイベントやブース活動を行い、親子のふれあいを深めてもらいます。

(3) 中央児童室

小学校 3 年生までを対象とした学童保育は、おぐに保育園内に定員 40 名の中央児童室を設置し、平成 22 年度には小国小学校内に定員 30 名の分室を整備して希望者の受け入れを行ってきました。

平成 26 年度には、新しく開校した小国小学校内に定員 70 名の新中央児童室を整備しましたが、放課後の保育を希望する家庭のニーズに応えるため、平成 27 年度には小学校 6 年生までに対象を拡大し、平成 31 年度には定員を 80 名に増員して、学童の受け入れを行っています。

【入所児童数の推移 各年 4 月 1 日現在】

(単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
中央児童室	50	69	72	64	64	68

※ H22 から分室（定員 30 名）を整備

※ H26 から新小国小学校内に定員 70 名の新中央児童室を整備、H31 から定員 80 名へ

第2節 子育て支援の現状と課題

1 本町における子育て支援の施策の状況と課題

(1) 施策の状況

① 子育て支援事業

平成 14 年度に設置した「小国町子育て支援センター」では、子育て家庭への支援、地域をあげて子育てを支援する基盤づくりを進めるための取り組みを行ってきました。専任保育士を配置し、子育ての仲間づくりや育児不安に対する相談等各種事業を実施しています。ニーズ調査の結果では、「子育て支援センターを利用していない」という回答が約9割という結果でしたが、これは、保育園に入園している保護者を含めた数値であり、実際に利用している方からは好評をいただいています。

また、平成 17 年度には、子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を開始し、保育施設等で対応できない、朝夕の送迎や昼間の預かりなどの保育ニーズに対応しています。平成 31 年度の登録会員は、利用会員が 13 名、協力会員が 7 名、相互会員が 2 名となっています。また、利用件数も、平成 31 年度が 76 件と平成 27 年度より 44 件減っており、託児や習い事の送迎で利用するケースが多くなっています。利用会員と新規の協力会員の登録は減少しているものの会員への負担が大きくなっており、協力会員の確保が課題となっています。

② 学童保育事業

放課後や土曜日、小学校の休校日に家庭に保護者がいない児童が安全・安心に過ごせる居場所として「中央児童室」を設置しています。小学校 1 年生から 6 年生までが利用対象児童になっていますが、平成 31 年 4 月 1 日現在は 4 年生までの 68 名が入所しています。入所希望が多いため平成 31 年 4 月より定員を 70 名から 80 名に増やしました。年々入所希望数が高まり、高学年の入所希望児童も増えてきています。夏休み等の短期入所も受け入れており、平成 31 年度は最大で 78 名の在籍数となりました。社会的な背景もあり、1 人で留守番をさせることに不安を持つ保護者も多くなってきています。

また、保護者から預かり時間の延長を求める声が出ていることや特別支援クラスの児童も受け入れていることなどから、個別の対応が必要になっており、放課後児童支援員の確保が課題となっています。さらに、感染症の拡大を防ぐためにも活動スペースの拡充も検討していく必要があります。

また、子どもたちが安心して楽しむことができる「放課後子ども教室」を開設し、学校や地域のボランティアの協力を得て、多彩な事業を展開しています。年々参加者が増え、回数を増やしてほしいとの要望もありますが、支援スタッフや後継者の不足など、子育てを支える担い手の育成が課題となっています。

③ 気になる子どもへの支援

発達障害などの気になる子どもの早期発見と早期支援・早期療育に努めるため、教育委員会と連携して小国町特別支援教育専門員が保育園、認定こども園を訪問し巡回相談を実施しています。保育士は、小国町特別支援教育専門員からの助言や各種機関が実施する研修会等を活かしてスキルアップを図りながら、保育士相互の協力連携のもと、気になる子ども一人ひとりの気質や行動に応じた保育を行うとともに、保護者からの相談を受けて専門機関に繋ぐなどの支援も行っています。

また、教育委員会では、特別支援学級を設置して適切な指導を行う体制を整備するとともに、特別な支援を要する児童生徒に対して学習支援員を配置し、きめ細やかな対応をしています。さらに、個別の指導計画を作成し、個人に応じた指導を実施するとともに、個別の教育支援計画を使って、家庭や各種機関と連携しながら、自立に向けた指導、支援を行っています。また、共に支え合うインクルーシブ教育システムの構築を目指し、就学時健康診断の際には保護者を対象にした小国町特別支援教育専門員等による研修会を実施するなど、切れ目のない支援を行いながら、保小中高一貫教育の推進による連携強化を図っています。

※インクルーシブ教育・・・障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶこと。

④ 新たな子育て支援制度

町では、令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに生じる副食費の実費負担の軽減を図るため、町独自の副食費支援事業を創設するとともに、0 歳から 2 歳児の保育料引き下げを行うなど、子育てしやすい環境づくりのための支援策を講じています。

また、これまで妊婦健診や乳児全戸訪問、養育支援訪問などにより、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行い、子どもの健全な育成と保護者の育児の不安の解消を図るための事業を展開してきましたが、令和 2 年 3 月には「小国町子育て世代包括支援センター」を立ち上げ、より一体的な相談支援を行うための体制を構築しました。

(2) 子育てに関する課題

① 子育て家庭への対応

核家族化の進行や地域の繋がり希薄化により、祖父母や地域住民等から子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況が増え、子育てに関する悩みや不安を持つ保護者が増えていることから、気軽に相談できる体制や環境を整備することが必要になっています。

また、企業等を取り巻く環境は働き方改革などで日々変化していますが、共働き家庭や長時間労働、非正規雇用の増加など、仕事と子育てを両立させることが困難な状況が続いているため、ワークライフバランスの実現に向けた支援の拡充が必要になっています。

②保育事業の展開

1) 定数のあり方

町内にある保育所3園の定員は、合計で246名となっています。現在、保育園には就学前児童の約9割が入所している状況にあり、公立のおぐに保育園は定員を超えて受け入れを行っていますが、ほかの2園では定員を下回っています。

また、へき地保育所は、少子化の進行や保護者の就労事情等により町中心部の保育園に入所する児童が増加したなどの理由により、平成29年から全てが休止しています。

2) 保育機能

少子化の進行が著しい状況などから、町内民間保育園では定員割れが発生しています。今後、保育サービスが多様化する中において、公立、民間立相互の連携の下、役割分担を行いながら保育機能を強化していくことが重要となっています。

また、現在のおぐに保育園は、昭和54年に建設された施設であり、40年を経過していることから、施設の老朽化が著しい状況にあるため、対応が求められています。併せて、平成26年度からおぐに保育園内に子育て支援センターを常設しており、当該支援センターの運営等の方向付けが必要になっています。これらのことから、今後における町全体の総合的な保育の提供に関し、民間を含めた町内の保育体制の再構築に向けて検討します。

ア) 延長保育の時間延長

民間立の2園では延長保育を実施しており、年間の延べ利用者数は、100人から200人で推移しています。預かり時間の延長については、保護者の労働環境の変化に合わせたニーズを踏まえ、対応していくことが求められています。

イ) 気になる子どもへの対応

一人ひとりの子どもの発達に応じた保育の大切さが重要視されてきているため、発達、行動、情緒面、医療面において「気になる子ども」の「一人ひとりの保育ニーズ」を基本に、発達段階を踏まえたアプローチを考えて対応する必要があります。

ウ) 病児・病後児の保育のあり方

ニーズ調査において、「今後利用したい」と回答した方の割合は約40%であり、平成30年1月に開設した病後児保育室“にこにこ”を継続して運営し、安心して子どもを預けることができる体制づくりを展開していきます。

3) 保育体制

町内の各保育所では、保育士の人材確保と育成が求められています。途中入所の乳幼児を受け入れるための体制の確保が課題の一つですが、保育士の安定的な確保を図り、子どもたちの健やかな成長と、質の高い保育の提供のため、保育士の処遇改善をはじめとする人材の確保対策に取り組む必要があります。

第3章 親と子のいきいきとした笑顔かがやくまちづくり

に向けた施策の推進と目標

第1節 保育提供区域の設定

小国町における保育の現状として、保育施設が町中心部に集中していることや保護者の就労形態、子育ての利便性等の観点から、町内全域を1区域として設定します。

第2節 幼児期の保育量の設定、保育の提供体制と内容の確保

1 幼児期の保育量の設定

(1) 保育の必要性の認定区分

子ども・子育て新制度においては、保育所に入所する場合、「保育に欠ける」という入所要件ではなく、「保育の必要性や量」に着目した仕組みになっています。これは、国が示す客観的基準（※1）に基づいて保育の必要性を認定し（保育認定）、給付を行うものです。これにより、保育所等を利用する場合には、町に認定申請をし、認定証の交付を受けることになり、認定された区分によって利用できる施設や事業が異なります。

年齢ごとの認定区分と認定区分ごとの利用可能施設や事業は、次のとおりです。

【認定区分】

年 齢	保育の必要性	認 定 区 分	利用できる施設・事業
満3歳以上	な し	1号認定（教育標準時間）	認定子ども園・幼稚園
	あ り	2号認定（保育標準時間）	認定子ども園・保育所
		2号認定（保育短時間）	
満3歳未満	な し	認定対象外	地域子育て拠点事業・一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業（※）等
	あ り	3号認定（保育標準時間）	認定子ども園・保育所
		3号認定（保育短時間）	地域型保育事業（※2）

※ファミリー・サポート・センター事業は、小学校6年生まで利用できる事業です。

※1 客観的基準

- ①「事由」；保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ②「区分」；長時間認定や短時間認定の区分(保育の必要量)
- ③「優先利用」；ひとり親家庭や虐待の恐れのあるケースの子ども 等

※2 地域型保育事業

- ①家庭的保育事業；原則、家庭的保育者の自宅で、家庭的保育者（保育ママ）1人につき3人までの子どもを保育する事業（補助者がいる場合は5人まで）
- ②小規模保育事業；利用定員が6～19人の保育を行う事業
- ③居宅訪問型保育事業；利用する保護者や子どもの居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業
- ④事業所内保育事業；事業主が、従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施し、従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業

また、保育が必要な子どもの保育時間は、保護者の就労時間等により「保育標準時間（11時間）」「保育短時間（8時間）」の区分が設けられます。

【保育の必要量】

区 分	保育の必要量	必要量の認定基準
保育標準時間	1日11時間までの利用	・両親ともフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合 ・就労時間が1週間あたり30時間以上を基本とする。（概ね1日6時間以上、週5日以上）
保育短時間	1日8時間までの利用	・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合 ・就労時間が1か月48時間以上120時間未満とする。（概ね1日4時間以上、週3日以上）

現在の保育事業利用者の状況は表1のとおりで、約9割の児童が保育施設に入所しています。今後の「年齢別保育量の見込み」については、ニーズ調査の集計結果から算出された「現在の家庭類型」、「潜在的な家庭類型」及び今後の児童人口の推計から割り出した結果を踏まえて、表2のとおり定めます。

表1 【平成31年度保育事業利用者状況】

区 分	利 用 者 数	割 合
保育施設（3～5歳）1号認定こども	2	0.9%
保育施設（3～5歳）2号認定こども	124	53.6%
保育施設（0～2歳）3号認定こども	76	32.9%
計	202	87.4%
在宅（0～5歳）	29	12.6%
合 計	231	100.0%

（平成31年4月1日現在の未就学児人口231人）

※広域入所：4人含む（白百合保育園2人、認定こども園すみれ保育園2人）

表 2【年齢別 保育量の見込み（ニーズ量）】

認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1歳認定	3歳児	0	1	0	0	0
	4歳児	1	1	0	1	1
	5歳児	1	0	2	1	1
	計	2	2	2	2	2
2歳認定	3歳児	44	30	29	23	27
	4歳児	46	45	30	28	22
	5歳児	41	45	42	29	28
	計	131	120	101	80	77
3歳認定	0歳児	8	6	5	5	5
	1歳児	31	20	23	17	17
	2歳児	26	28	20	22	17
	計	65	54	48	44	39
合 計		198	176	151	126	118
確保の内容		246	206	186	126	126

※ 網掛け部分がR4.3月改正箇所

2 保育の提供体制と内容の確保

(1) 各保育所における定員に対する保育体制と保育サービスのあり方

① 保育の提供体制

現在、小国町では待機児童が発生しておらず、今後の保育量の見込みに対する提供量は、公立・民間立の保育所で確保できる見込みです。各保育所では、多様化するニーズを見据え、新たな運営形態を模索するための検討に取り組んでいきます。

公立保育園は、保護者の就労、疾病だけでなく、経済的な理由での養育困難家庭や虐待の恐れなどがある子どもに対して、一定以上の水準の保育を保障しなければならないことになっています。一方で、施設老朽化への対応や、少子化の影響による民間保育所の定員割れなどの課題も生じていることから、公立保育園のあり方の検討を進めていきます。

また、保育士の人材確保を図るための処遇改善や質の向上に向けた取り組みを進めていきます。民間立保育所についても、国の補助制度を活用し処遇改善を行うための助成事業を実施していきます。

② 保育サービスのあり方

保育所では、多様な保育ニーズや地域の実情に対応した保育サービスの提供に向け、現在行っている一時預かりや延長保育などの保育サービスを継続しながら、新たな視点に立った保育サービスの提供体制の構築を進めていきます。

(2) ヘキ地保育所のあり方

現在、ヘキ地保育所は全て休止しているため、廃止の時期を検討していきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「内容」

市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに質の高い育成環境を保障するために、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、「地域子ども・子育て支援事業」を実施し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うことになります。

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法第59条により、市町村が地域の実情に応じて子ども・子育て家庭等を対象として実施する事業のことです。

現在小国町で実施している事業とニーズ調査でニーズ量の多かった事業を含めた8つの事業について、量の見込みと確保の内容を定めます。

1 地域子育て支援拠点事業

「小国町子育て支援センター」は、利用者の利便性を考慮し、おぐに保育園内に常設しています。

一方で、当該支援センター事業の利用割合が保護者全体の1割程度と低いことから、利用者の拡大に向け、就学前児童のいる全世帯へのパンフレットの配布や町広報やホームページの活用に加え、Facebookなど電子媒体を利用した周知方法により幅広く当該支援センターの情報が伝わる取り組みを行っています。

また、さまざまな事情で当該支援センター事業を利用できない家庭からの電話相談など、子育て家庭に対する相談支援の向上に努めています。

(延べ利用者数)

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
確保の内容②	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
②－①	0	0	0	0	0

2 一時預かり事業

保護者の疾病や臨時的、突発的理由で家庭での保育ができなくなったときに保育園で一時的に保育する一時預かり事業は、公立のおぐに保育園、民間立の白百合保育園、認定こども園すみれ保育園の3園で実施しています。各保育園では、一時保育を担当する専任保育士を配置し対応にあたり、安心して利用できる体制を整えています。

現在一時保育を利用する保護者は少ない状況にあり、今後も利用者数は横ばいで推移するものと見込まれますが、利用者が安心して子どもを預けることができる受け入れ体制を維持し、継続して事業に取り組んでいきます。

(延べ利用者数)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	300	300	300	300	300
確保の内容②	300	300	300	300	300
②－①	0	0	0	0	0

3 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し子育ての不安や悩みに対する助言や、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。町では、健康福祉課の保健師が対象となる全家庭を訪問して子育て相談を実施しており、今後も心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、健康の維持増進と育児への支援の充実を図っていきます。

(年間出生児数)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	30	30	30	30	30
確保の内容②	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0

4 ファミリー・サポート・センター事業

保育施設で対応できない臨時的・突発的な保育ニーズに対応するもので、子育ての手伝いをしてほしい人（利用会員）と子育ての手伝いをしたい方（協力会員）で構成されている組織で、会員相互で子育ての援助を行っています。

保育園での一時預かりで対応できない習い事への送迎や保育園終了後の預かりなど保護者が利用しやすい事業であることから、町による当該センターの組織強化や会員数の拡大、人材育成を行いながら保護者の利便性の向上を図っていきます。

(延べ利用日数)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	100	100	100	100	100
確保の内容②	100	100	100	100	100
②－①	0	0	0	0	0

5 延長保育事業

保育園での保育時間は、児童福祉施設最低基準では8時間が原則ですが、現在は、11時間の開園が基本となっており、民間の2園が延長保育を実施しています。

ニーズ調査において、現在就労していない母親からの回答で、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」との回答数が最も多くなっており、就労に対する潜在的なニーズの高さがうかがえます。延長保育の利用形態について、保護者の意向を踏まえながら、引き続き事業に取り組んでいきます。

(利用者実人数)

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	300	300	300	300	300
確保の内容②	300	300	300	300	300
②－①	0	0	0	0	0

6 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、児童が発熱等急病になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良になった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

小国町では、平成30年1月から病後児保育事業を開始しました。今後、現行の病後児保育において課題となっている運営方法等について検証を行い、さらなる事業の充実を図っていきます。

(延べ利用者数)

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	30	30	30	30	30
確保の内容②	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0

7 放課後児童健全育成事業

児童福祉法の改正により、小学校就学児童が事業の対象範囲であることが明確化されたことや、保護者の就労形態や核家族世帯の増加に伴い、終了時刻の延長の要望が寄せられていることから、ニーズ等への対応について検討を行っていきます。

また、共働き世帯等の児童数の増加が見込まれており、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、教育委員会では実施している「放課後子ども教室」と「中央児童室」の一体的な実施に向けた体制づくりを行います。

※「小1の壁」・・・小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、ワーキングマザーが働き方の変更を強いられる問題のこと。

(入所児童数)

内 容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み①	55	25	55	25	55	25	55	25	55	25
確保の内容②	55	25	55	25	55	25	55	25	55	25
②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【新・放課後子ども総合プランにおける計画に盛り込むべき事項】

(1) 放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標事業量・・・1 か所

現在の中央児童室は、町内の全小学校の児童を対象にしているため、継続して設置運営していきます。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量・・・1 か所

中央児童室は小国小学校内に設置されており、小国小学校で実施している放課後子供教室「めっちゃ」と一体型の実施で実施しています。

(3) 令和6年度までの放課後子供教室の実施計画

現在、町内にある小学校2校ではすでに放課後子供教室が実施され、地域の方やボランティアの協力を得ながら、プログラムに基づいた活動を展開しています。

(4) 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施に関する具体的な方策

小国小学校の放課後子供教室のプログラムは、教育委員会の放課後子供教室コーディネーターが作成しています。一体型で実施しており、企画立案の段階から、放課後児童クラブの支援員と、放課後子供教室のコーディネーターが連携しながら取り組むことができるように今後も協議の場を確保していきます。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブの入所対象が拡大されたことにより、現在の中央児童室が手狭になってくることが予想されるため、安全・安心な居場所や活動場所を確保するため、小国小学校内の余裕教室やスペースの活用策について検討していきます。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

お互いに連携しながら、総合的な放課後対策について協議を行う場を確保していきます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるように適切に対応していきます。

- (8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長にかかる取組
平成27年度から保護者の就労時間の実情を踏まえ、開所時間を30分延長していますので、実態に即した支援を展開していきます。
- (9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
単なる留守家庭児童の居場所ではなく、基本的な生活習慣や社会性を習得できるような支援の仕方を工夫するとともに、教育委員会が取り組んでいる「白い森子ども応援隊」である住民、PTA、民間企業、各種団体との連携を進め、よりよい子どもの健全育成を図っていきます。
- (10) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や住民への周知を推進させる方策
放課後児童クラブでの活動内容については、毎月の「児童室だより」で保護者に周知するとともに、保護者会において年間活動内容について意見をいただいています。今後、町のホームページ等を活用するなど、住民への周知方法を検討していきます。

8 妊婦健診事業

母子保健法第13条の規定により実施される妊婦健康診査を医療機関に委託して実施している事業です。本事業により、妊婦の健康管理を行い、妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流早死産の防止を図っていきます。

(延受診回数)

内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	210	210	210	210	210
確保の内容②	210	210	210	210	210
②－①	0	0	0	0	0

第4節 保育の提供及び推進に関する体制の確保

1 保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る考え方とその方策

(1) 保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割

少子化の進行や女性の就労機会の増加によって、保育ニーズが多様化しているとともに、家庭や地域の子育て力が低下している状況にあるため、子どもの育成環境を確保するために、子ども・子育て支援法第59条により、子育て世帯等を対象に市町村が実施する事業で、13事業が法定されています。当該事業の実施にあたっては、令和2年3月に開設した小国町子育て世代包括支援センターも活用し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない支援に配慮し、地域の実情に合った事業を展開していきます。

(2) 保育の提供の必要性に係る考え方とその方策

全ての子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、将来の社会の担い手育成につながります。特に、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児の発達は、連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

子どもの数が減っても、必要な保育機能を存続・維持していくため、町の保育環境やニーズ調査の結果を踏まえながら、保育所機能や子育て支援機能を総合的に提供できる小規模多機能型の体制づくりを構築するための検討・整理を行っていきます。

2 保育士の人材育成、人材確保に関する対策

保育士の人材育成、人材確保に関しては喫緊の課題であるため、国においても「保育士確保プラン」をとりまとめ、保育士の確保に向けて総合的に取り組んでいます。

町においても、国や県で実施する「保育士資格取得のための費用の支援事業」、「潜在保育士の情報収集や人材バンク機能の充実」、「保育士の処遇改善事業」など「保育士確保プラン」による施策の活用を含め、人材確保対策に取り組んでいます。

3 保育所と小学校との円滑な接続（保小中連携）の取組の推進方策

平成26年度から、教育委員会において「保小中連携調整会議」を開催し、保育園や学校の現状と課題について情報交換を行い、遊びを通して学ぶ幼児期から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指し、保育園と小学校、中学校との連携を強化することとしています。

今後も保小中連携推進に向け定期的に意見交換を行いながら、発達障がい等、気になる子どもへの連携した対応、子どもたちの健康・体力づくりの向上、地域に開かれた関わりのある子どもの育成、円滑な連携を図るための保育士・教職員の資質向上について具体的な方策を検討していきます。

第5節 要保護児童等へのきめ細やかな対応の推進

1 障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実

(1) 各種サービスの充実

「障がい児補装具交付・修理事業」、「障がい児日常生活用具給付事業」、特別児童扶養手当の受付、相談等、障がい児に対する各種サービスは、障がい児の日常生活を支援していく事業として一定の成果を上げていることから、引き続き事業に取り組んでいきます。

(2) 早期発見・相談の充実

発育・発達の確認や健康の障害となる要因の早期発見については、「乳児健診事業」、「1歳6か月児、2歳児歯科検診、3歳児健診事業」、「保育園訪問」等において所見の有無を確認し、医師や保健師、保育士より、保護者へ子どもの様子を伝えることにより専門機関の受診につながることから、今後も当該事業を継続していきます。

(3) 児童虐待防止対策の充実

町が設置している「要保護児童対策地域協議会」は、児童虐待防止対策を講じていく上で中核的な役割を担っている組織です。

児童虐待の背景は多岐にわたっているため、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察など地域の関係機関や民生委員児童委員、地域住民からの幅広い協力体制を構築し、虐待防止対策を推進していくために、組織体制の機能強化を図っていきます。

2 ひとり親家庭等に対する支援の充実

ひとり親家庭においては、就労環境や子育て環境が厳しい状況にあるため、町の単独事業である、小国町母子家庭等修学費給付事業を継続していきます。令和2年度から、小学校から高校まで学校ごとの給付区分に細分化し、小学生はこれまでどおりですが、中学生と高校生等はそれぞれ増額して支援していきます。

また、県が実施する事業や制度の周知を図り、ひとり親家庭等に対する支援の充実に努めていきます。

1 ニーズ調査

■実施目的

本計画の策定にあたり、支援事業に係る「利用状況」や「今後の利用希望」等を把握するために実施しました。

■実施概要

(1) 調査期間	令和2年2月3日～2月17日		
(1) 調査対象	①就学時前児童保護者		256件
	②就学児童（小学校1年生～3年生）保護者		158件
	③合計		414件
(3) 回収数	① 196件	② 130件	③ 326件
(4) 回収率	① 76.6%	② 82.3%	③ 78.7%

■調査結果概要

◎ひとり親

「ひとり親家庭」は未就学児で少数、就学児で約1割

「配偶者はいない」と回答した割合は、未就学児で3.6%、就学児で9.2%となっています。

◎子育てを主に担っている方

「父母ともに」が過半数、次いで「主に母親」

子育てを担っているのは「父母ともに」と回答した方が、未就学児で73.0%、就学児で73.1%と過半数を占め、次いで「主に母親」が未就学児で24.5%、就学児で24.6%となっています。

◎日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の存在（未就学児）

「いずれもない」が約1割

子どもを見てもらえる親族・知人等の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が53.1%ともっとも高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が41.3%となっています。しかし、「いずれもない」と回答した人が12.2%となっており、潜在的に支援を要する家庭と考えられます。

◎保護者の就労状況

父親は「フルタイムで就労」が約9割、母親も約7割がフルタイム

保護者の就労状況では、父親が「フルタイムで就労」が90.6%となっています。母親も72.8%がフルタイムで就労しており、現在就労していない方の69.7%が就労意欲を持っています。

◎保護者の就労時間

父親は8時間以上が約9割

就労している父親の就労時間は、8時間以上が83.8%を占めています。

す。また、母親に関しても、8時間以上が68.7%を占めています。母親も長時間労働している実態から、ワークライフバランスが課題となっています。

◎保育事業の利用状況（未就学児）

「利用している」が約9割で、利用者内訳は認可保育所、認定こども園が高い割合を占める

「利用している」が87.2%で、そのうち利用している事業は認可保育所が61.4%、認定こども園が38.6%と高い割合を占めています。

◎保育事業の利用理由（未就学児）

子育てをしている方が就労しているが8割強、「子どもの教育や発達のために好ましいと思われるため」が約7割

「子育てをしている方が現在就労しているため」が84.8%、「教育や発達のために好ましいと思われるため」が73.1%と高い割合を占めています。このことから、保護者が保育事業を利用するにあたって、子どもの教育や発達を期待しており、こうした期待に応えていく必要があるといえます。

◎保育事業を利用しない理由（未就学児）

「子どもがまだ小さいため」が6割弱でそのうち「1歳くらいになったら利用しようと考えている」が過半数

保育事業を利用しない理由では、「子どもがまだ小さいため」が56.0%で、「利用する必要がないため」が28.0%、「子どもの祖父母や親戚がみているため」が20.0%となっています。しかし、「子どもがまだ小さいため」と回答した保護者のうち、53.8%が「1歳」になったら利用したい意向を持っています。前回ニーズ調査時では、「3歳くらいになったら利用したいと考えている」が過半数でしたので、低年齢層の保育ニーズの需要が高まっているといえます。

◎地域子育て支援拠点事業の利用状況、利用意向（未就学児）

利用していないが約9割

子育て支援センター事業の利用状況は、「利用していない」が90.8%となっています。前回ニーズ調査時と比較して、「利用していないが、利用したい」と回答した割合が少なくなっています。

◎土曜・休日の保育事業の利用意向（未就学児）

利用意向は、「土曜日」が4割、「日曜・祝日」が1割弱

土曜日の保育事業の利用意向は42.3%、日曜・祝日は13.8%となっています。また、その際に利用したい時間帯については、17時までが多く、平日より早い時間を希望しています。

◎病児・病後児保育の利用意向（未就学児）

仕事を休んで対応した保護者のうち、「利用したい」が約4割

病児・病後児保育事業の利用意向について、仕事を休んで対応した保護者のうち、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」意向があるのは36.6%となっています。

◎不定期の保育事業や一時預かり等の利用意向（未就学児）

利用状況は、約9割強が「利用していない」

一時預かりは「利用していない」が90.3%と多数となっています。

一時預かりを「利用したい」と答えている保護者は、利用したい目的として、「冠婚葬祭や学校行事、子どもや親の通院等」が最も多く、次に「私用、リフレッシュ目的」と続きます。

◎放課後児童クラブの利用意向

就学前児童がいる保護者の回答は、小学校1～3年生が約5割、小学校4～6年生が1割強、小学生がいる保護者の回答は、小学校1～3年生が4割弱、小学校4～6年生1割弱

小学校3年生までの放課後児童クラブの利用意向は、就学前児童で51.2%、小学生児童で36.2%となっています。小学校4年生以降になると、就学前児童、小学生ともに14.6%となっています。

◎子育ての環境や支援についての自由意見

○保育サービス

- ・病後児預かりの改善（預かり基準、利用料、予約方法、持ち物等）と病児の預かりの実施
- ・中央児童室の改善（預かり時間、利用料、給食等）
- ・保育士等の処遇改善
- ・おぐに保育園の存続について明確な説明を希望する
- ・夜間・土日等の預かり保育の改善
- ・幼児教育の充実
- ・障がい児支援の強化・保護者に理解を得るべきである
- ・保育等の地域格差が出ないように努めること
- ・一時預かり制度の利用方法をわかりやすく周知

○子育て支援

- ・利用しやすいファミリー・サポート・センター事業制度
- ・子育て世代の処遇改善（年休・給与等）
- ・子育ての金銭、物資等の支援を希望
- ・冬期間の通学援助
- ・両親・祖父母学級の充実

○医療関係

- ・小児科の常勤医師の設置と診療時間の延長
- ・妊婦健診受診時等の手厚い支援
- ・育児休業中の母親への健康診断の支援

○子育て環境

- ・公園、屋内の遊び場、図書館、プール等の整備
- ・自家用車がなくても子育てできる環境づくり
(バス運行時間の見直し等)
- ・子ども達と地域の大人の交流機会を増やす
- ・急用時など子どもをみてもらえる制度の拡充
- ・子ども達が水泳に親しめる環境
- ・放課後や土日などに自由に学習できる場所の確保

○その他

- ・少子化対策
- ・食物アレルギーへの対応
- ・保育園、小学校での病気（感染症等）の保護者への通知の徹底
- ・子育て環境等について、意見できる機会を設けること
- ・イベント等で乳幼児のおむつを交換できる場所等を用意すること

2 推進委員会・事務局名簿

【小国町子ども・子育て推進委員】（R2.2.1 から）

村 田 紳	小国小学校教頭
貝 沼 紀 子	小国町教育委員
遠 藤 愛	小国小学校PTA会長
五十嵐 友 明	すみれ保育園園長
舟 山 ま さ	白百合保育園園長
原 田 千鶴子	おぐに保育園長
今 野 美喜子	子育てサポーター
大 津 秀 子	ファミリーサポーター
平 田 圭 太	中央児童室保護者会会長
三島木 真 也	すみれ保育園父母の会会長
與 島 聡 恵	家庭保育者代表
松 井 知 恵	放課後子ども教室めっちゃコーディネーター
佐 藤 美奈子	主任児童委員

【事 務 局】

事務局長	木 村 広 英	健康福祉課長
事務局員	佐 藤 重 美	福祉政策室長
	羽 田 伸 美	福祉担当係長
	渡 邊 恵 美	健康福祉課主任
	今 博 貴	健康福祉課主任